

第5章

取り組み内容

1. 優先的取り組み

今日、ひきこもり、孤独死、自殺、家庭内の虐待・暴力などの社会的孤立や孤独、そして、ホームレス、路上死、外国人とのあつれきなどの社会的な疎外、排除や摩擦の問題が地域社会において進行しています。しかしながら、これらの問題は普段は見えにくいいため、これまでの行政対応では限界となっており、問題が極端な形になったとき大きな問題として顕在化することが多くなっています。その背景には、地域の無関心、対立、地域が相互に支えあう力の不足などがあるとされています。

こうした見えにくい問題を地域の中で見える形とするためには、地域福祉の課題として緊急に取り組むことが求められます。具体的には、住民の一人ひとりがあらゆる人々を疎外・排除せず、自らの地域に包み込み、お互いに支えあうという価値を共有し、行動することが必要となっています。そして、行政と住民の自発的な活動を連動しながら、緊急課題の解決を図っていかねばなりません。

こうした緊急課題の解決にむけて、本章の「2. 取り組み内容」の中から、特に次の取り組みを本計画の優先的取り組みとし、区や社会福祉協議会を中心に、重点的に事業や活動の展開を図っていきます。

(1) 地域における見守り活動の推進 (⇒68 ページ)

地域のさまざまな主体が参加・連携して、多くの区民等が参加できる地域見守り活動を推進します。

【 主な事業・活動 】

- 高齢者みまもり相談室の全区展開 (高齢者福祉課)
- 小地域福祉活動実践地区の拡大促進 (社会福祉協議会・厚生課)
- 地域福祉施設等の見守り活動 (地域福祉施設、企業・商店・医療機関等)

※ () 内は主な推進主体

(2) 福祉教育の推進と地域福祉の担い手の育成・支援

(⇒50・58・61 ページ)

福祉ボランティア活動への参加を促進する福祉教育を推進するとともに、地域福祉活動を推進する地域人材の育成や支援を強化していきます。

【 主な事業・活動 】

- 各世代ごとの、段階的・継続的な福祉教育プログラム体系の整備
(社会福祉協議会、学校・教育委員会)
- 地域福祉活動コーディネーターの発掘・育成 (区民、社会福祉協議会)
- 社会貢献型後見人(市民後見人)の育成 (社会福祉協議会・厚生課)
- 民生委員・児童委員やボランティアグループなどへの支援強化
(社会福祉協議会・厚生課)

(3) 地域福祉プラットフォームづくり (⇒73 ページ)

地域の課題に応じて、地域福祉の担い手や関係者・機関が集まり、課題解決にむけた情報交換や話しあいを行いながら連携・協働していく場(プラットフォーム)づくりを推進します。

【 主な事業・活動 】

- 課題別プラットフォームの形成促進 (課題に応じた関係機関・団体等)
- 区内相談機関と地域住民活動との連携強化
(区関係各課、社会福祉協議会、各相談機関、民生委員・児童委員等)

(4) 地域福祉活動に関する情報の周知、理解・参加の促進

(⇒56 ページ)

地域福祉の活動が、広く区民、区内の各地区、諸団体に取り組みられるように、地域福祉に関する情報の周知、理解・参加の促進を、多様な方法で図っていきます。

【 主な事業・活動 】

- (仮称)地域福祉・ボランティアフォーラムの開催 (厚生課・社会福祉協議会等)
- 地域福祉に関する情報の発信 (厚生課・社会福祉協議会)
- 民生委員や社会福祉協議会、地域包括支援センター等相談・支援機関のPR強化
(区関係各課・社会福祉協議会等)

2. 取り組み内容

基本目標 1 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる

(1) 地域の中で共に生きる意識を高める

(ソーシャル・インクルージョンのまちづくり)

区民の誰もが安心して暮らし続けることができる地域をつくるためには、ひとり暮らし等の高齢者や障害児・者、ひとり親、外国籍の人、ひきこもりやニート等の若者、ホームレスなど、年齢や障害の有無、文化などの違いによって社会から疎外されやすい、孤立しやすい人と地域とのつながりを再構築していくことが重要です。

あらゆる機会を通じて、そうした人を疎外・差別することなく、地域の一員として認め、共に生き、支えあっていこうという（ソーシャル・インクルージョンの）意識の普及・啓発を進めるとともに、相互の理解やつながりを深めていける、多様な交流の機会や場づくりを推進します。

目標（平成 32 年度の姿）

地域の中で共に生き、支えあっていこうという意識が地域に根付き、誰もが疎外・差別されることなく暮らしています。

取り組み内容と各主体が担う役割

人それぞれの個性を互いに尊重し、誰もが地域社会の一員として共に支えあう意識を高める各種の啓発や、交流・支援活動を実施します。

◆区民

○区や地域団体等が実施する啓発活動やイベントに積極的に参加し、交流を広げます。

◆地域団体、福祉施設（事業者）

○交流活動を自ら実施するとともに、区や他の団体・施設・事業者が実施する活動にも参加します。

◆区、社会福祉協議会

○人権意識、共生意識を高める事業やさまざまな交流・支援事業を実施していきます。
○区や地域団体等が実施する啓発活動やイベントに、区民が参加しやすい体制づくりに努めます。

平成 27 年度までの到達目標

- ◆ 人権啓発事業や障害児・者等に対する理解を促進する活動が盛んに行われています。
- ◆ 障害者の自主生産品等の常設の販売コーナーが設置され、地域との交流が広がっています。
- ◆ 地域の中で共に生き、社会的自立をめざす意識が高まり、ソーシャル・インクルージョンの考え方に基づく交流・支援活動が展開されています。

主な事業・活動

| 主な事業・活動 | | 主な推進主体 |
|--------------------------|--|--------------------------------------|
| 人権の啓発 | 冊子や情報誌の作成、講演会等を通じて、人権を考え男女共同参画の意識を高めるための啓発を行います。 | 区（人権同和・男女共同参画課）、地域団体、福祉施設（事業者） |
| 障害や障害者への理解の促進 | 冊子や情報誌の作成、講演会等を通じて、障害に関する正しい知識の普及と障害者に対する理解を深めます。 | 区（障害者福祉課、向島・本所保健センター）、地域団体、福祉施設（事業者） |
| 障害者の自主生産品等の共同販売 | 区施設等において、障害者が福祉作業所等で自主生産した品物を販売します。 | 区（障害者福祉課）、福祉施設（事業者） |
| 障害者の就労支援 | 障害者の一般就労の機会拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう身近な地域で支援します。 | 区（障害者福祉課）、福祉施設（事業者） |
| 精神障害者への退院促進支援 | 区内の社会資源を活用し、退院可能な長期入院中の精神障害者が地域で自立し、安定した生活を送ることができるよう支援します。 | 区（保護課、保健計画課）、福祉施設（事業者）、地域団体 |
| 障害児の社会参加と家族への支援 | おもちゃサロン（おもちゃ図書館）を通じて障害児の社会参加を促すとともに、その家族同士の情報交換や交流の場を提供する等の支援をします。 | 区民、地域団体、社会福祉協議会 |
| ソーシャル・インクルージョンの考え方の普及・啓発 | あらゆる人を地域の一員として受け入れ、共に生きていこうというソーシャル・インクルージョンの理念・意識の普及・啓発を図ります。 | 区（関係各課）、社会福祉協議会 |

<活動事例 障害者の自主生産品等の共同販売>

区の施設等を使って、障害者が福祉作業所等で自主生産した品物を販売することにより、障害児・者の社会参加、就労訓練、生きがいつくりなどを進めるとともに、協働意識を高めます。

- ◆ 区民、地域団体等：積極的に販売コーナーを訪れ、販売されているものの購入や販売支援を行うことで、障害者との交流を深め、誰もが共に生き、社会的自立をめざしていることへの理解を深めます。
- ◆ 福祉施設（事業者）：積極的に自主生産品の共同販売事業に参加し、交流等を進めます。
- ◆ 区：区の施設を積極的に提供して、販売コーナーの設置等を進めます。



(2) 誰もが移動しやすいまちをつくる

(ユニバーサルデザインのまちづくり)

すみだを安心・安全で快適に生活できるまちにしていくためには、まちに存在しているさまざまな障壁（バリア）をなくし、誰もが自らの意思で自由に行動し、趣味やスポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動など、あらゆる分野の活動に参加できる環境づくりを、さらに進めていく必要があります。

そのために、引き続き道路や交通機関、公共施設、民間施設のバリアフリー化を進めます。あわせて、はじめから誰にとっても利用しやすいように配慮した施設や設備を整備する、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進します。

また、移動に困っている高齢者や障害者等に声をかけ、積極的に手助けしたり、路上に自転車を放置しない、歩道に看板などの障害物を置かないといった、区民一人ひとりの「心のバリアフリー」の取り組みを、まちをあげて実践していきます。

目標（平成 32 年度の姿）

誰もが移動しやすい墨田区内になっています。

取り組み内容と各主体が担う役割

公共施設や民間施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、移動に困難を抱えている人に対して積極的に支援をする地域をつくります。

◆区民

○まちで困っている人をみかけたら声をかけ・手助けをする、自転車は自転車置き場に止めるなど、誰もが外出しやすい環境となるよう、できることから取り組みます。

◆商店・事業所

○店舗等のバリアフリー整備を行います。整備ができない場合は、お困りの方に手を貸すなどの行動を行います。

◆区

○道路や交通機関、公共施設、民間施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進・支援するとともに、誰もが暮らしやすい生活環境の整備にむけた区民の意識啓発やまちのバリアフリー情報の発信を行っていきます。



平成 27 年度までの到達目標

- ◆ユニバーサルデザインによる対応が、公共施設及び大規模民間施設で広く進んでいます。
- ◆中小規模の民間施設において、区の助成金制度の活用などにより、バリアフリー化対応の整備が進んでいます。
- ◆まちで移動に困っている人に積極的に声をかける人や障害物の除去に配慮する人の割合が高まっています。
- ◆バリアフリーに関する情報が広く共有されています。

主な事業・活動

| | 主な事業・活動 | 主な推進主体 |
|-------------------|--|------------------------------|
| 福祉のまちづくり施設整備への助成 | 不特定多数の方が集まる店舗や医院等に、一定の基準に基づきスロープやエレベーターなどの整備を行う場合、その費用の一部を助成します。 | 区（厚生課）、商店・事業所 |
| バリアフリーマップの作成・運営 | 公共施設や区内店舗のバリアフリー情報が掲載されたバリアフリーマップを作成し、区ホームページで閲覧できるようにします。 | 区（厚生課）、地域団体、福祉施設（事業者）、商店・事業所 |
| 公共サインの整備 | 誰もが安全に、安心して移動できるよう、わかりやすい公共サイン（区内施設等の案内・誘導標識）の整備を行います。 | 区（都市計画課） |
| 道路のバリアフリー整備 | 高齢者や身体障害者、子ども連れの人等が安心して移動できる人にやさしい道づくりを推進します。 | 区（道路公園課） |
| 公園等の公衆トイレの整備 | 公園等の公衆トイレを高齢者や身体障害者、子ども連れの人等も利用しやすい「だれでもトイレ」に改築していきます。 | 区（道路公園課） |
| 公園出入口のバリアフリー | 車いす利用者、高齢者、乳幼児を連れた人等も安全・安心して利用できるよう、公園や児童遊園の出入口の段差や急勾配を解消します。 | 区（道路公園課） |
| 歩道の新設・拡幅 | 道路幅員 11m以上の道路への歩道の新設や、幅員の狭い歩道の拡幅をすすめます。 | 区（道路公園課） |
| 心のバリアフリーの普及・啓発と実践 | 区民一人ひとりが、福祉の心をもってまちで困っている方の手助けを行ったり、障害物を撤去するなどといった心のバリアフリーの取り組みを実践します。また、区ではそのような取り組みを普及・啓発していきます。 | 区民、区（関係各課） |

(3) 要援護者を守る防犯・防災体制を整備する

近年、高齢者や障害者を狙った詐欺被害や、子どもを狙った犯罪が後を絶たないのが現状です。

こうした犯罪から高齢者や障害者、子どもを守るため「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを目標に、警察署や消防署、区等による防犯・防災対策とあわせて、区民一人ひとりの防犯・防災意識の啓発や、地域住民の助けあいによる防犯・防災活動を推進し、区民、関係機関、区の連携・協働による取り組みを充実させていきます。

また、地震などの災害時にひとりで避難することが難しい、高齢者や障害者、子どもなどの災害弱者の安全確保も大きな課題です。平成19年度に区が策定した「墨田区災害時要援護者総合支援プラン」に基づき、災害が起きる前から災害時に手助けが必要な要援護者の情報を把握・共有して災害時の避難や避難生活を支える地域の支援体制を整備していきます。

以上の取り組みとともに、区内の各地域における日常的な取り組みの中から、要援護者の情報を把握し、区や関係機関と情報を共有していくことが重要です。

目標（平成32年度の姿）

要援護者が犯罪にあわず、災害時に救助される地域の支援体制が確立されています。

取り組み内容と各主体が担う役割

高齢者や障害者、子どもなどの要援護者が犯罪にあわないよう、また、災害時に救助されるように、地域の支援体制を整備します。

| | |
|----------|---|
| ◆区民 | <ul style="list-style-type: none">○町会・自治会で実施している防犯・防災活動に参加します。○日ごろの取り組みの中から、地域の高齢者や障害者、子どもなどの要援護者の把握に努め、犯罪の抑制にむけた取り組みを実施するとともに、災害時には救助等の支援を行います。 |
| ◆町会・自治会等 | <ul style="list-style-type: none">○防災訓練や防犯パトロールを実施し、地域住民の参加を促します。○災害時要援護者サポート隊の結成・活動に努めます。○住民が参加しやすい体制づくりに努めます。 |
| ◆区 | <ul style="list-style-type: none">○災害時要援護者支援体制の整備や、高齢者や障害者、子どもなどが犯罪にあわないための支援体制を整備します。 |

平成 27 年度までの到達目標

- ◆ 日ごろの取り組みを通じて、要援護者が犯罪や災害の被害にあわないよう行動していく意識が地域で高まっています。
- ◆ 災害時に要援護者を救助できるように、「墨田区災害時要援護者総合支援プラン」に基づく支援体制が整備され、多くの人に周知されています。

主な事業・活動

| | 主な事業・活動 | 主な推進主体 |
|----------------------|--|-----------------------------------|
| 防犯パトロール用品の配布 | 地域における自主防犯活動組織の育成・支援を目的に、防犯パトロール用品を支給し、地域防犯力を高めます。 | 区（安全支援課） |
| 地域安全マップの作成 | 区民が自分の住む地域の安全マップを作成し、地域を防犯の観点から点検することにより、地域がもつ犯罪発生要因の分析を行い、地域安全に対する意識を高めます。 | 町会・自治会、区（安全支援課） |
| 要援護者への災害時支援体制の整備 | 災害時要援護者の名簿を作成し、消防署、警察署、消防団、民生委員（協定を締結した者）で情報を共有します。また、「墨田区災害時要援護者総合支援プラン」に基づき、関係機関における要援護者の災害時の支援体制を整備します。 | 区（防災課）、民生委員・児童委員、災害時要援護者サポート隊 |
| 災害時要援護者サポート隊の結成・活動支援 | 町会・自治会を単位に「災害時要援護者サポート隊」の結成を進めるとともに、救助等に必要な資器材を交付するなど、その活動を支援します。 | 町会・自治会、民生委員・児童委員、区（防災課） |
| 災害ボランティア活動体制の整備 | 地震や台風などの大規模災害が発生した際のボランティア活動の拠点となる「災害ボランティアセンター」を、いつでも設置できる体制を整えます。 | 社会福祉協議会、地域団体、福祉施設（事業者）、区（厚生課・防災課） |

防犯パトロール用ワッペン



地域安全マップの作成風景



基本目標 2 区民が安心して利用できる 福祉サービスを提供する

(1) 地域の相談支援体制を充実する

区内には、子どもと家庭、障害者、高齢者と、それぞれ対象者ごとの拠点があり、相談支援を行っています。近年、相談内容が複雑かつ多岐にわたってきていることから、こうした状況に対応し、さまざまなサービスや資源を組み合わせることで総合的に支援できる体制を整備することが求められています。

引き続き、地域包括支援センター（高齢者）、障害者福祉課及び保健センター（障害者）、子育て支援総合センター（子ども）における対象者ごとの相談支援体制や、民生委員・児童委員をはじめとする身近な地域における相談機能の充実を図るとともに、相談機関間の連携・協働を強化し、多様な地域の課題に迅速に対応・解決にあたることができるようにしていきます。

将来的には、地域ごとに、高齢者、障害者や生活困窮者及びその家族、子育て家庭など、区民の誰もが利用できる福祉相談窓口体制を整備し、区民にとって利用しやすい相談支援体制の確立をめざします。

目標（平成 32 年度の姿）

身近な窓口でさまざまな問題に関する相談が気軽にできるようになっており、また、迅速に対応・解決できる体制が確立されています。

取り組み内容と各主体が担う役割

さまざまな地域の問題について、誰もが利用しやすい相談体制と問題に迅速に対応・解決するシステムの整備を推進します。

| | |
|------------|--|
| ◆区民 | ○問題について、どこへ、誰に相談すればよいか、地域の相談窓口や民生委員・児童委員について理解を深めます。 |
| ◆民生委員・児童委員 | ○地域の相談支援機関や民生委員・児童委員等の活動を周知します。 ○地域で支援を必要としている人を相談支援機関に速やかにつなぎます。 |

- ◆福祉施設（事業者）、社会福祉協議会
 - 相談機関における相談機能の充実を図ります。
 - 地域の関係機関間の連携や職員の資質向上を図り、多様な地域の課題に迅速に対応・解決にあたります。
- ◆区
 - 区民が利用しやすい、総合的な福祉相談窓口体制を整備します。

平成 27 年度までの到達目標

- ◆区、社会福祉協議会をはじめとする各相談機関間の連携が強化されています。
- ◆区民が利用しやすい、総合的な福祉相談窓口体制が検討され、整備が進められています。

主な事業・活動

| | 主な事業・活動 | 主な推進主体 |
|------------------|--|-------------------------------|
| 区内の相談機関相互の連携強化 | 区、社会福祉協議会をはじめとする各相談機関間の連携を強化し、多様な地域の課題に迅速に対応・解決にあたることのできる体制を整備します。 | 区、社会福祉協議会、各相談機関、民生委員・児童委員 |
| 地域包括支援センター | 区内 8 か所に設置され、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、保健師や主任ケアマネジャー、社会福祉士等が相談業務や包括的なケアマネジメント体制の支援を行います。 | 区（高齢者福祉課） |
| 高齢者みまもり相談室 | 認知症やひとり暮らし高齢者等の相談支援や、高齢者の見守り等の支援を行う高齢者みまもり相談室を、地域包括支援センターの区域（8 区域）ごとに整備します。 | 区（高齢者福祉課） |
| 子育て支援総合センター | 在宅での子育てを支援する拠点施設として、子育て支援サービスの提供・調整、総合相談など、総合的な子育て支援事業を行い、安心して子育てができる環境の充実を図ります。 | 区（子育て支援総合センター） |
| 精神保健相談（こころの健康相談） | 精神科専門医等による相談や、保健師による相談・訪問指導及び家族へのサポートを通じて、精神疾患や認知症に関する相談支援を行います。 | 地域団体、福祉施設（事業者）、区（向島・本所保健センター） |

(2) 支援が必要な人の権利を守る

介護保険制度や障害者自立支援法が施行され、福祉・介護サービスは利用者が自ら選択し、事業者との契約に基づき利用する制度になりました。認知症高齢者や身寄りのない高齢者等が増加する中、こうした人の権利を守るしくみがますます重要になっています。

そのため、利用者が安心してサービスを利用できるための支援や、成年後見制度を必要とする人に対する相談・利用支援体制を充実していきます。また、費用負担能力や身寄りのない人も成年後見制度を利用できるよう周知等を通じて制度の活用促進に取り組み、認知症高齢者や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人も、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにしていきます。

また、高齢・障害・児童に対する法令等に基づき、虐待の防止、早期発見に努め、迅速な対応で当事者の権利を守ります。

目標（平成 32 年度の姿）

福祉サービスを必要とする区民の権利が守られ、適切なサービスを利用して地域で安心して暮らしています。



取り組み内容と各主体が担う役割

福祉サービスを必要とする区民の権利を守ります。また、適切にサービスが利用できる支援体制を整備します。

◆ 区民

○ 認知症高齢者や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利を守る、成年後見制度についての理解を深めます。

◆ 民生委員・児童委員、福祉施設（事業者）

○ 判断能力が不十分な人を必要な支援につなぎます。

◆ 社会福祉協議会

○ 福祉サービスの利用支援「地域福祉権利擁護事業」や身体・知的・精神の障害により、自分で財産の保全が困難である方などの「財産保全サービス」、「成年後見制度利用支援事業」、福祉サービス利用に関する「苦情対応」などの支援を総合的・一体的に行います。

◆ 区

○ 区民の権利が守られるよう、適切な政策を立て、各主体者の活動の支援等に努めます。

平成 27 年度までの到達目標

- ◆判断能力が不十分な人の権利擁護事業や成年後見制度について、多くの区民が理解し、必要な人が利用しています。
- ◆社会貢献型後見人(市民後見人)が育成され、活動しています。
- ◆社会福祉協議会(すみだ福祉サービス権利擁護センター)が実施している苦情相談、苦情調整委員会が、よく知られ、適切に利用されています。
- ◆高齢者・障害者・児童における虐待防止ネットワークの機能強化により、虐待防止・早期発見・当事者の支援等に迅速な対応が行われ、高齢者・障害者・児童の権利が擁護されています。

主な事業・活動

| 主な事業・活動 | | 主な推進主体 |
|-------------------|--|-----------------------------------|
| 成年後見制度の利用支援 | 成年後見制度に関する相談や後見等を引き受けてくれる団体の紹介、申立人がいない場合の区長による申立て、申立て費用等の助成や貸付など、成年後見制度を必要とする人が利用できるよう支援します。 | 社会福祉協議会、区(厚生課)、地域包括支援センター |
| 社会貢献型後見人の育成・支援 | 成年後見制度を必要とする人が、適切な後見人を得ることができるよう、後見業務を担う意欲のある区民を社会貢献型後見人として育成し、活動を支援します。 | 社会福祉協議会、区(厚生課) |
| 権利擁護相談 | 認知症や障害がある等により判断能力の不十分な人の、権利の侵害に関する相談支援を行います。法律等の専門的対応が必要な場合は、弁護士が相談に応じます。 | 社会福祉協議会、地域包括支援センター |
| 地域福祉権利擁護事業 | 判断力が不十分なために、自らの選択等により適切なサービスを利用することが困難な人に、サービスの利用援助等を行います。 | 社会福祉協議会、地域包括支援センター、区(関係各課) |
| 福祉サービスに関する苦情受付 | 福祉サービス等に関する苦情対応・再発防止に取り組み、利用者の権利の保護、サービスの質の向上につなげます。 | 社会福祉協議会、地域包括支援センター |
| 精神障害者への退院促進支援(再掲) | 区内の社会資源を活用し、退院可能な長期入院中の精神障害者が地域で自立し、安定した生活を送ることができるよう支援します。 | 区(保護課、保健計画課)、福祉施設(事業者)、地域団体 |
| 高齢者に対する虐待防止 | 高齢者虐待の防止・早期発見・養護者支援等に迅速な対応を行い高齢者の権利を擁護します。 | 地域包括支援センター、区(高齢者福祉課等)、社会福祉協議会 |
| 障害者に対する虐待防止 | 介護者、障害者福祉施設従事者、使用者による障害者虐待の防止、早期発見、迅速な障害者保護、介護者の支援等を行い障害者の権利を擁護します。 | 施設・事業所、区(障害者福祉課等)、社会福祉協議会 |
| 児童に対する虐待防止 | 要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携のもと、児童虐待の防止、早期発見に努めます。 | 要保護児童対策地域協議会、関係機関、区(子育て支援総合センター等) |

(3) 福祉サービスの量と質を確保する

利用者が自らサービスを選択し、利用できるようにしていくためには、必要なサービスの量と質を確保する必要があります。

良質な福祉サービスの安定的な供給を確保するため、福祉サービス事業への企業やNPO等の新規参入・サービスの拡大を促進します。あわせて、企業、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体等のさまざまな地域福祉の担い手と区との協働により、多様化・複雑化する地域のニーズや課題に対応した、柔軟かつきめ細かなサービスの創出・提供を推進していきます。

また、東京都福祉サービス第三者評価システムの受審勧奨や事業者の研修や相互の交流、情報交換などを通じて、福祉サービスの質の確保・向上を図ります。

目標（平成32年度の姿）

福祉サービスの利用者がサービスを適切に選択し、利用しています。

取り組み内容と各主体が担う役割

福祉サービスの利用者がサービスを適切に選択できるよう、サービスの質と量を確保し、適切に選択・利用できるようにします。

| | |
|------------|--|
| ◆区民 | ○地域の課題を解決するための活動に協力・参加します。 |
| ◆地域団体 | ○得意分野を活かし、区との協働のもと、地域のニーズや課題に対応した活動・サービス提供を推進します。 |
| ◆福祉施設（事業者） | ○専門性を発揮して、質の高い福祉サービス事業を提供します。 ○区との協働のもと、地域のニーズや課題に対応した活動・サービス提供を推進します。 ○サービスの担い手の研修や活動・サービスに対する評価を通じて、活動・サービスの質の確保に取り組みます。 |
| ◆社会福祉協議会 | ○地域のニーズや課題に対し、住民参加によるサービス提供を推進します。 ○地域の課題を解決するために必要な新たな活動やサービスの研究・開発に取り組みます。 |
| ◆区 | ○福祉サービスが適切に選択・利用できるように、サービスの質と量の確保及び適切に選択できるシステムの整備に努めます。 |

平成 27 年度までの到達目標

- ◆ 福祉サービス事業者が、福祉サービス第三者評価制度等の外部評価を受けています。
- ◆ 第三者機関による評価制度がよく知られており、サービスの選択に適切に利用されています。

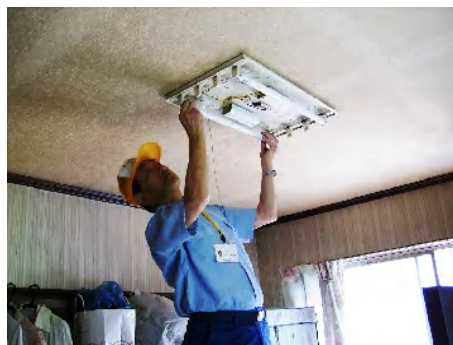
主な事業・活動

| | 主な事業・活動 | 主な推進主体 |
|------------------|--|---------------------------|
| すみだハート・ライン 21 | 住民同士の助けあい活動として、在宅福祉サービスを提供するすみだハート・ライン 21 の事業の拡大を図るとともに、高齢者や障害者のニーズに対応したサービス提供体制を整えます。 | 区民、社会福祉協議会 |
| ミニサポート事業 | 電球の交換など日常生活でのちょっとした困りごとに、地域の協力員が訪問してサービスを提供します。 | 区民、社会福祉協議会 |
| ファミリー・サポート・センター | 地域のサポート会員を育成し、会員同士で子育てに関する相互支援活動を行います。 | 区民、社会福祉協議会、区（子育て支援総合センター） |
| 福祉サービス第三者評価制度の推進 | 福祉サービス事業者、利用者以外の第三者機関によりサービス进行评估・点検するしくみである「福祉サービス第三者評価制度」を推進します。 | 区（厚生課）、福祉施設（事業者） |

<活動事例 ミニサポート事業>

高齢者や障害者が地域で自立した生活を続けられるよう、日常生活でのちょっとした困りごとに、地域の協力員が訪問して対応するサービスです。

電球や蛍光灯の交換、ブレーカー落ちの復旧、小さな家具の移動、季節の衣替え、体調を崩した時の近所への買い物、火災警報器の取付けや入退院時の荷物の介助などの困りごとをお手伝いしています。利用者からは「部屋が明るくなって嬉しかった」「重い家具が動かして助かった」と喜ばれています。



(4) 生活に困難を抱えている人の自立を支援する

雇用情勢が厳しさを増す中、生活に困難を抱えている人が増加しています。区民が生活困難に直面した際に、生活に困窮する前に生活を立て直すことができるよう、再就職の支援と生活安定のための支援を一体的に行っていきます。

また、生活困窮者の最低限度の生活を保障する制度である生活保護の受給者に対しては、DV（ドメスティック・バイオレンス）、元ホームレス、精神疾患等による社会的入院など多様な問題を抱え、社会的に孤立している場合も多いことから、就労による経済的自立への支援の強化とともに、社会生活の自立支援も充実していきます。

公園や河川敷等を生活の場としているホームレスは、都と区が共同で実施してきた対策の効果もあり減少しましたが、一方で、知的障害や発達障害、精神疾患があるなど、従来の支援では自立が困難な人がホームレス生活を続けていると考えられます。そこで、就労支援や住宅支援とあわせて、日常生活や社会生活の支援も充実し、ホームレスの自立支援、再ホームレス化の防止を進めます。

あわせて、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権意識を高める教育・普及・啓発や、ホームレスになるおそれのある人の家族や地域からの孤立を防止し、ホームレスを生み出さない地域づくりを推進していきます。

目標（平成 32 年度の姿）

貧困により日常生活に支障をきたすことがなく、誰もが自立した生活を送り、また、自立をめざして前向きに暮らしています。

取り組み内容と各主体が担う役割

地域のあらゆる社会資源を活用し、生活困窮者を支援します。

| | |
|-----------------|--|
| ◆区民 | ○区民一人ひとりが、自立した生活を継続できるよう努力するとともに、家族や近隣の人々を見守り・支援し、お互いに助けあって生活していきます。 |
| ◆地域団体、福祉施設（事業者） | ○生活困窮者が自立した地域生活に戻れるよう、もしくは続けられるよう支援します。 |
| ◆区、社会福祉協議会 | ○生活に困窮している区民への生活相談を実施し、生活保護や貸付等、必要とする支援を実施していきます。 |

平成 27 年度までの到達目標

- ◆ 地域団体等と区との連携・協働のもと、生活保護受給者が地域の一員として充実した生活を送ることをめざす、社会生活の自立支援の充実が図られています。
- ◆ ホームレスや経済的に困窮している人が、孤立することなく生活をしています。

主な事業・活動

| | 主な事業・活動 | 主な推進主体 |
|--------------------------------------|--|-------------------|
| 療養資金・高額療養費の貸付 | 医療費の支払いにお困りの人で、一定の要件に該当された場合に、医療費の貸付を行います。 | 区（厚生課） |
| 私立高等学校等入学資金の貸付 | 私立高等（専門）学校に進学する際の入学資金等の支払いにお困りの保護者に、資金の貸付を行います。 | 区（厚生課） |
| 生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム・就労支援相談員活用プログラム | ハローワーク及び就労支援員の活用により、稼働可能者の就労を支援し、被保護者の経済的自立を支援します。 | 区（保護課） |
| 被保護世帯の高校進学等支援プログラム | 中学3年生のいる被保護世帯の、進学への動機付けを高めるとともに、進学等への支援を行い、子どもの社会的自立を促します。 | 区（保護課） |
| 元ホームレス被保護者自立支援プログラム | 元ホームレスの被保護者が安定した居宅生活・地域生活を送れるようにするため、経済的・社会的自立にむけた計画的な支援を行います。 | 区（保護課） |
| 母子自立支援プログラム | 児童扶養手当受給世帯の母親を対象に、状況やニーズに応じ職業訓練校への紹介等、経済的自立にむけた支援を行います。 | 区（保護課） |
| 生活福祉資金貸付事業 | 低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯に、生活資金を貸し付け、必要な援助指導を行い、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ります。 | 社会福祉協議会、民生委員・児童委員 |

基本目標 3 区民の積極的な地域活動を進める

(1) 福祉の施策や活動に関する情報を伝える

より多くの区民が地域福祉について理解し、地域活動に参加していくためには、地域福祉や地域福祉に関する施策や活動が広く区民に知られていること、情報を必要とする人に対して必要な情報が確実に届くことが必要です。

そこで、区をはじめ、社会福祉協議会などの地域福祉を推進する機関や団体等が連携し、区報や区や各機関・団体のホームページ、ミニコミ紙、各種の会合や事業・活動の実施の機会、口コミなど、あらゆる機会を捉えて、地域福祉に関する施策や地域活動についての周知を推進していきます。

あわせて、地域活動を推進する上で必要な情報を、活動にかかわる区民、地域団体等を含む関係者・機関間で共有できるしくみづくりを進めていきます。

目標（平成 32 年度の姿）

誰もが地域福祉に関する施策や活動についての情報を、必要に応じて得ることができるようになっています。また、知ってもらいたい人に情報が伝わっています。

取り組み内容と各主体が担う役割

地域福祉に関する施策や活動についての情報が、その情報を必要とする人や、それを知れば活動に参加したいと考えている人に届くよう、各主体が多様な手段で伝達に努めます。

| | |
|-------------------------|--|
| ◆区民 | ○地域福祉に関する施策や活動についての情報を積極的に入手し、地域福祉についての理解を深めます。 |
| ◆地域団体、福祉施設（事業者）、社会福祉協議会 | ○自身もつ情報発信手段を活用して、地域福祉に関する施策や地域活動についての周知活動を推進します。 |
| ◆区 | ○区民や地域団体等が地域福祉活動を行っていくために必要な情報を積極的に提供していきます。 |

平成 27 年度までの到達目標

◆必要な人や知ってもらいたい人に、地域福祉に関する施策や活動の情報が概ね周知されています。

主な事業・活動

| | 主な事業・活動 | 主な推進主体 |
|-------------------------|---|----------------------|
| 区の施策情報の発信 | 高齢者福祉サービスのしおり「たんぽぽ」のほか、「フレフレマイペース」や「いきいき子育てガイドブック」等を発行・配布します。 | 区（関係各課） |
| 社会福祉協議会の活動情報の発信 | 墨田社協だより、すみだボランティアだより、ハート・ライン 21 会報、ミニサポート事業会報などを発行・配布します。 | 社会福祉協議会 |
| 民生委員・児童委員活動の発信 | 墨田区民児協だより「いずみ」を発行・配布します。 | 民生委員・児童委員協議会 |
| (仮称)地域福祉・ボランティアフォーラムの開催 | 地域福祉の推進及び「すみだ・ボランティアの日」の啓発を兼ねた(仮称)地域福祉・ボランティアフォーラムを開催します。 | 区（厚生課）、社会福祉協議会、地域団体等 |
| 地域福祉に関する情報の発信 | 地域福祉活動に参加し、さまざまな活動主体と連携を図っていく手引きとなる情報をまとめ、提供していきます。 | 区（厚生課）、社会福祉協議会 |
| 「すみだ・ボランティアの日」の啓発 | 「すみだ・ボランティアの日」（毎年 7 月 1 日）を中心に、区民のボランティア活動への啓発と活性化を図るためのキャンペーンを展開します。 | 社会福祉協議会、地域団体 |



(2) 地域福祉に関する学びあいを推進する

より多くの区民が地域活動に参加していくためには、必要な情報を伝えることとあわせて、区民の地域福祉に対する理解や関心を高め、身近な課題の解決のために取り組んでいこうという意欲を育んでいくことが重要です。

そのために、学校、地域、企業（事業所）、社会福祉協議会、区が連携し、ボランティアなどの体験学習や地域との交流等を通じて、子どもの福祉教育を推進していきます。

また、あらゆる世代の区民が、身近な地域の課題に気づき、その解決にむけて取り組むこと等を通じて、区民同士が学びあう機会・場（福祉教育プラットフォーム）づくりを進め、区民一人ひとりが地域福祉の担い手として、主体的に行動する力を育成していきます。

目標（平成 32 年度の姿）

地域福祉への理解と関心が各世代において高まっており、ボランティア活動などに参加する人が多くなっています。

取り組み内容と各主体が担う役割

地域、企業、社会福祉協議会、教育委員会などの各主体が連携を図り、子どもから高齢者までの各世代において、さまざまなテーマで福祉教育を推進し、区民の地域福祉への理解・関心とボランティア活動などへの参加を促進していきます。

| | |
|----------------|--|
| ◆区民 | ○福祉教育の機会に積極的に参加し、地域の福祉に対する理解と関心を深めるとともに、地域福祉の担い手として、地域の課題を解決する行動力を養います。 |
| ◆地域団体 | ○活動を通じて、区民の福祉意識の啓発や体験を通じた学習機会の提供を進めます。 |
| ◆福祉施設 （事業者） | ○施設の地域開放など、区民が福祉を身近に感じられる機会を積極的につくります。 ○地域のボランティアや小・中学生等の体験学習等の受け入れを促進し、体験を通じた学習機会を提供します。 |
| ◆社会福祉 協議会 | ○学校との連携を強化し、小学校から高校まで、学校における福祉教育を推進します。 ○各種講座や体験プログラムの開催等を通じて、区民の福祉に対する理解と関心を高めます。 |

- ◆ **社会福祉協議会** ○ 地域の関係機関・団体等との連携・協働により、福祉教育プラットフォームの形成を推進します。
- ◆ **区** ○ 区立学校の教育プログラムにおいて、社会福祉協議会などと連携して、福祉教育を推進します。
○ 福祉教育プラットフォームの形成を支援します。

平成 27 年度までの到達目標

- ◆ 地域福祉への関心が各世代を通じて高まっています。
- ◆ 身近な福祉課題について、関係する区民や機関が集まり、解決にむけて取り組むことにより、区民同士が学びあい、地域福祉の担い手として成長していける場（福祉教育プラットフォーム）が設けられています。
- ◆ 各世代を通じた段階的、継続的な福祉教育プログラム体系の構築により、年齢層や経験に応じて、多様な福祉教育が受けられるようになっています。

主な事業・活動

| 主な事業・活動 | | 主な推進主体 |
|--------------------------|---|--------------------------------------|
| 小・中・高等学校での「福祉教育」プログラムの実施 | 福祉教育を推進する学校で、多様な福祉教育プログラムを実施します。 | 社会福祉協議会、学校・教育委員会 |
| 小・中・高等学校での「ボランティア協力校」の推進 | 関係機関の連携のもと、協力校におけるボランティア体験学習等の実施体制を充実するとともに、協力校拡大のための取り組みを推進します。 | 社会福祉協議会、学校、PTA、地域団体 |
| 小地域福祉活動への区民の理解促進 | 講習会や学習会への講師の派遣や、広報紙等による情報提供を通じて、小地域福祉活動への区民の理解と参加を促進します。 | 社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員 |
| ボランティア育成プログラムの充実 | 入門講座をはじめ、地域のニーズに対応した各種講習講座を充実し、ボランティアの育成を推進します。 | 区民、社会福祉協議会 |
| 課題別プラットフォームの形成促進 | 地域の課題について、区民や課題の関係者、課題解決における専門家などが集まり、解決方法を話しあうこと等を通じて、お互いが学びあえる場づくりを促進します。 | 区民、福祉施設（事業所）、NPO、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など |

<活動事例 夏！体験ボランティア事業>

保育園での活動



夏！体験ボランティアは、夏季期間を利用して高齢者・障害者・児童の各施設や団体、医療機関やボランティア団体などの活動に参加することを通して、その体験の中から自分や家族の住んでいる地域社会や国際社会への関心を深め、社会に参加することの意義を学ぶことを目的としています。

毎年、受け入れ施設・団体から 100 以上のバラエティに富んだ活動メニューが提供され、小学生から社会人まで幅広い人たちが参加しています。

参加者にはボランティア活動が初めての人も多く、活動を通じて「地域福祉を身近に感じた」「ボランティア活動を継続してみたい」などの声が聞かれています。

<活動事例 ボランティアスクール活動>

ボランティアスクールは、小・中学校、高校の多感な時期にボランティアを体験することにより、地域福祉への関心やボランティア活動への興味をもつことを目的としています。

そこで、ボランティアスクール活動では、福祉教育の一環として、区内の小・中学校及び都立高校にボランティアが訪問し、車いす・アイマスク・点訳（点字）・手話・要約筆記等の体験や、障害のある方を講師にお招きしての講話などの活動を実施しています。

すみだボランティアセンターでは授業内容の目的に沿って、相談や指導ボランティアの紹介、必要機材や資料の貸し出し、提供などを実施しています。

都立高校での手話体験



(3) 地域福祉の担い手を育成・支援する

地域福祉の担い手として、地域では、町会・自治会からの推薦に基づく民生委員・児童委員をはじめ、ボランティアセンターに登録しているボランティアなどが活発に活動しています。それぞれの活動は積み重ねられ、充実が図られていますが、一方では、民生委員の欠員の増加や個人ボランティア登録者の伸び悩みなどの状況が生じています。

地域の民生委員・児童委員の活動の支援を充実するとともに、ボランティアなどの地域福祉活動に興味をもちつつも実践に結びついていない区民を掘り起こし、サラリーマンや団塊・シニア世代などを含む幅広い世代が、地域福祉の担い手として活躍できるようにしていきます。また、地域の支えあい・助けあい活動を推進し、地域づくりの核となる人材を地域福祉活動コーディネーターとして育成し、その活動を支援していきます。

目標（平成 32 年度の姿）

地域福祉活動に継続的に携わる人が地域に豊富にいます。

取り組み内容と各主体が担う役割

民生委員・児童委員やボランティアセンターの登録者などが十分に活動できるように、地域全体で支援します。また、町会・自治会などの小地域で福祉活動を担う人材を育成・支援します。

| | |
|----------------|---|
| ◆区民 | <ul style="list-style-type: none"> ○自らの知識や経験を活かして、できることから地域福祉活動に取り組みます。 ○民生委員・児童委員について理解を深め、その活動に協力します。 |
| ◆地域団体 | <ul style="list-style-type: none"> ○イベントや講座、地域の行事の開催などの活動を通じて、地域福祉の担い手となる区民を発掘し、活動につないでいきます。 |
| ◆福祉施設 (事業者) | <ul style="list-style-type: none"> ○事業や活動へのボランティア受け入れなどを通じて、ボランティア等の地域福祉人材を発掘・育成します。 |
| ◆社会福祉 協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○各種講習講座等の開催を通じて、幅広い世代のボランティア確保・育成を推進します。 ○学校と連携して、次代の地域福祉の担い手となる生徒・学生のボランティア活動を促進します。 ○小地域福祉活動に取り組むグループを育成します。 ○小地域福祉活動を実践する人の中から、その活動の核となる小地域福祉活動のリーダーを育成します。 |
| ◆区 | <ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員に関する支援やPRを行うとともに、社会福祉協議会をはじめとする地域団体の事業・活動を支援します。 |

平成 27 年度までの到達目標

- ◆ 地域における民生委員・児童委員の存在意義や重要性が広く周知されています。
- ◆ ボランティア活動の参加促進が図られ、地域福祉の担い手が増えています。
- ◆ 地域で福祉活動を担う人など地域福祉の推進役となる地域福祉活動コーディネーターが育成され、地域で活躍しています。

主な事業・活動

| | 主な事業・活動 | 主な推進主体 |
|----------------------|--|---------------------------|
| 民生委員・児童委員活動の支援 | 地域の重要な福祉ボランティアである民生委員・児童委員の活動を支援するため、活動能力の向上に資する研修や、その存在や重要性のPRなどを充実します。 | 区（厚生課） |
| ファミリー・サポート・センター（再掲） | 地域のサポート会員を育成し、会員同士で子育てに関する相互支援活動を行います。 | 区民、社会福祉協議会、区（子育て支援総合センター） |
| 子育てサポーターの育成 | 地域の子育て経験豊富な区民を、子育て支援サービス事業や区のさまざまな事業で活躍する子育てサポーターとして育成します。 | 区民、区（子育て支援総合センター） |
| 学校内のコーディネーターの養成 | 教員やPTA会員など、学校内でコーディネーター的な役割をもつ人を養成します。 | 区民、社会福祉協議会 |
| ボランティア育成プログラムの充実（再掲） | 入門講座をはじめ、地域のニーズに対応した各種講習講座を充実し、ボランティアの育成を推進します。 | 区民、社会福祉協議会 |
| シニア世代のボランティア活動の参加促進 | シニアむけのボランティア育成プログラムを開発・実施し、シニア世代がそれまで培ってきた技術等が発揮できる地域活動の場づくりを推進します。 | 区民、社会福祉協議会 |
| コミュニティワーカーの配置 | 小地域福祉活動等を支援する地域福祉活動の専門職員であるコミュニティワーカーを配置し、活動の拡大と定着を図ります。 | 社会福祉協議会 |
| 地域福祉活動コーディネーターの発掘・育成 | 地域の福祉活動等に積極的に参加し、地域づくりの核となる地域福祉活動コーディネーターを発掘・育成します。 | 区民、社会福祉協議会 |

<活動事例 民生委員・児童委員の活動>

「すみだまつり」の民生委員・児童委員 協議会PRブースにて



民生委員は民生委員法により住民の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域で活動している相談・支援のボランティアです。それぞれの担当地域が決められており、その地域の高齢者や生活にお困りの方からの相談に応じ、そのニーズにあった福祉サービスにつなげるなど、地域の皆さんが安心して暮らせるようさまざまな活動をしています。

また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねることになっており、担当区域内の児童等に関する相談に応じています。さらに児童委員の中から児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員が指名され、区域担当の児童委員と協力し、児童の健全育成に努めています。

民生委員・児童委員は常に住民の立場に立って、地域包括支援センター、子育て支援総合センター等と連携し、安心して暮らしやすい地域社会をつくるために活動しています。民生委員・児童委員の存在を多くの方に知っていただくため、平成18年度からは「すみだまつり」に出展し、ゲーム等を行う中でアンケートを実施するなど、区民の皆さんに広く民生委員・児童委員をPRしています。

<活動事例 手話・音訳・点訳等の講習事業>

障害者に対するボランティア活動では、さまざまな技術を身に付けることが活動への第一歩です。聴覚障害者とのコミュニケーション手段としての手話、視覚障害者には録音テープを作成することや文字を点字に変換して情報提供をするなど、その技術を習得しないとできない活動があります。ボランティアセンターでは、その技術を学ぶための講習会を毎年開催しています。

手話講習会



(4) 地域活動を活性化する

墨田区は町会・自治会活動やボランティア等の地域活動が活発な地域ですが、近年は組織が高齢化し、活動する人も固定化するなどの課題が生じてきました。

また、近年、マンション建設等により転入者が増えていますが、こうした地域では、マンション内あるいは地域とのコミュニティ形成が十分に行われていない場合もあるようです。

区民にとって、もっとも身近なコミュニティである町会・自治会を基盤とする地域づくりを強化・推進するとともに、ボランティア・NPO等の活動を支えるしくみづくりを推進します。また、今後は、地域の一員としての企業（事業所）の社会貢献活動を積極的に促進し、地域や区との連携・協働を進めていきます。

目標（平成 32 年度の姿）

より多くの区民が地域活動に参加し、地域で活躍しています。

取り組み内容と各主体が担う役割

地域活動に多くの区民が参加するよう、地域全体で推進していきます。

| | |
|---------------|--|
| ◆区民 | <ul style="list-style-type: none">○町会・自治会活動など、地縁型の活動への理解を深め、積極的に参加します。○ボランティアやNPO等が行う地域活動に協力・参加します。○活動の場の提供、募金や寄付等により、地域活動を支援します。 |
| ◆町会・自治会等、地域団体 | <ul style="list-style-type: none">○地域の住民に町会・自治会の意義を伝え、加入を促進し、自治活動の強化に取り組みます。○町会に属している住民とマンション等の自治会に属している住民間の交流や情報交換を推進します。○さまざまな地域活動を主体的に実践・推進します。○地域団体間や福祉施設等の関係機関との交流や連携を促進します。 |
| ◆福祉施設（事業者） | <ul style="list-style-type: none">○施設の専門性を活かして、地域活動に取り組みます。○活動の場の提供や施設備品の貸し出しなどにより、地域活動を支援します。 |
| ◆社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none">○ボランティアのコーディネート機能を充実し、住民活動やボランティア活動を促進します。○地域団体、福祉施設等が交流や連携できる機会をつくります。○それぞれの地域の実情にあった活動プログラムの提案や、活動の場の提供等を通じて、地域福祉活動を支援します。 |
| ◆区 | <ul style="list-style-type: none">○地域活動に多くの区民が参加するよう支援・促進事業を推進します。 |

平成 27 年度までの到達目標

- ◆ 町会・自治会活動に参加している人が多くなっています。
- ◆ 地区ごとに町会とマンションなどの集合住宅との交流・相互支援が進んでいます。
- ◆ お祭りなどの地域イベントや地域の防火・防犯活動などの活動が活発になっています。

主な事業・活動

| | 主な事業・活動 | 主な推進主体 |
|---------------------|--|-------------------------------|
| 町会・自治会活動の支援 | 地域住民の連帯意識を醸成するとともに、地域の課題解決を自主的に担う町会・自治会の日常的な活動を支援します。 | 区（区民活動推進課）、町会・自治会 |
| 町会・自治会における地域福祉活動の推進 | 町会・自治会が独自に行う地域福祉活動を支援し、町会・自治会における地域福祉活動を推進します。 | 社会福祉協議会、町会・自治会 |
| ボランティア活動に対する支援 | ボランティア活動に必要な基盤整備のほか、活動の啓発・普及、活動に関する相談、ボランティアの養成など、ボランティアに関するさまざまな取り組みを支援します。 | 区民、社会福祉協議会、区（厚生課） |
| NPO活動の支援 | NPOに対し、アドバイザーの派遣を行うなどの育成・支援を行います。 | 区（区民活動推進課）、NPO |
| 区民活動センター（仮称）の整備 | 既存のボランティアセンターの機能・あり方などを見直し、ボランティア・NPOなどの区民活動団体・事業者等の交流・ネットワークの拠点を整備します。 | 区（区民活動推進課）、ボランティア・NPO、社会福祉協議会 |
| 企業のボランティア活動の参加促進 | 区内の企業に対しボランティア活動への参加を積極的に働きかけていきます。また、企業退職者の地域活動促進にむけたしくみづくりを進めます。 | 区民、企業・商店・事業所、社会福祉協議会 |
| 介護支援ボランティアポイント制度 | 65歳以上の介護サービスを利用していない区民が区内介護施設で行うボランティア活動にポイントを付与し、高齢者のボランティア活動を促進します。 | 区民、福祉施設（事業者）、区（介護保険課） |
| 魅力ある公園花壇づくり | 身近な公園を、花とみどりにあふれ誰もが憩える魅力ある公園にするため、区民と区のパートナーシップによる公園の花壇整備を推進します。 | 区民、区（道路公園課） |

基本目標 4 区民が地域で支えあい・ 助けあうしくみを確立する

(1) 日ごろからの地域のつながりをつくる

墨田区は、昔ながらの下町人情が生きており、人々がきさくで、隣近所の関係も密な地域ですが、近年の少子高齢化や核家族化・単身化、マンション居住者やプライバシーを重視する人の増加などにより、次第に地域のつながりが希薄になりつつあります。このため、家庭や地域における助けあい機能が弱まり、地域で孤立している人・家庭が増加しています。

誰も地域から孤立しない、疎外・差別されない、共に支えあい・助けあいながら暮らすことのできる地域づくりにむけて、区民一人ひとりが日ごろから地域とのつながりを大切にし、互いに知りあい、交流しあう中で、何かあったときに協力しあえる関係づくりを進めます。

目標（平成 32 年度の姿）

困ったときに相談したり助けてくれる人が地域にいるような、縁のある社会を取り戻しています。

取り組み内容と各主体が担う役割

あいさつや声かけなど、日常の行いを通じて近隣 住民との関係を築き、その輪を広げていくことで、地域とつながりがある人を増やしていきます。

| | |
|----------------|---|
| ◆区民 | ○あいさつや声かけを積極的に行って、困ったときに助けあえる隣人関係を築きます。 |
| ◆町会・自治会等 | ○小地域福祉活動等、地域の実情にあった福祉活動を推進します。 |
| ◆福祉施設 (事業者) | ○地域の方々が気軽に集まれるようなイベントを実施します。 |
| ◆区、社会福祉 協議会 | ○近隣住民がつながりをつくる取り組みを支援します。 |

平成 27 年度までの到達目標

- ◆ 地域においてあいさつや声かけが、より広く、頻繁に行われるようになっていきます。
- ◆ 小地域福祉活動がより多くの地域に広がっています。
- ◆ 新しい住民と従来からの住民の交流が進んでいます。
- ◆ 学校や児童館など地域の身近な施設を中心にした小地域の交流が進んでいます。

主な事業・活動

| | 主な事業・活動 | 主な推進主体 |
|--------------------|--|----------------------------------|
| 「すみだ やさしいまち宣言」の推進 | 「やさしさ」や「おもいやり」の心を大切にして、「人と地域と環境にやさしいまちづくり」を実現するため、一人ひとりが運動の主役として実践活動に取り組めるよう支援します。 | 区民、地域団体、区（区民活動推進課） |
| ふれあいサロン | 地域の交流拠点として、また地域からの孤立や孤独を未然に防ぐため、地域住民が主体的に設置する、高齢者、障害者、子育てのサロンづくりを推進します。 | 区民、地域団体、社会福祉協議会 |
| おもちゃサロン | おもちゃ遊びを通じて、障害児をはじめとする子どもに遊ぶことの楽しさを伝えるとともに、交流の場、子育て中の親同士の情報交換の場として運営します。 | 区民、地域団体、社会福祉協議会 |
| 小地域福祉活動推進地区の拡大 | 町会・自治会を範囲とする小地域での住民主体の助けあい活動を広く普及させるため、小地域福祉活動実践地域に対して、必要な支援を行います。 | 区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、地域団体、社会福祉協議会 |
| 小地域福祉活動の実施マニュアルの活用 | 小地域福祉活動の普及活動の拡大を図るため、実施マニュアルを活用し、積極的に町会・自治会への働きかけを行います。 | 社会福祉協議会 |



● 私たちの行動指針 ●

人にやさしいまち

- 1 大人も子どもも進んで「あいさつ」し、人と人とのふれあいを大切にしよう。
- 2 家庭、地域社会、学校の連携で、健全で心豊かな青少年を育てよう。
- 3 地域の行事に参加しよう。
- 4 おとしよりや体の不自由な方などを思いやり、お手伝いしよう。
- 5 誰にでも、おもてなしの心で接しよう。

(2) 地域における見守り活動を推進する

家庭や地域における助けあい機能が弱まっている中、地域で孤立している高齢者や障害者、子育てをしている親などが増え、虐待や孤立死などが社会問題となっています。

こうした問題を未然に防ぐため、地域、社会福祉協議会、区の連携・協働による重層的な地域見守りネットワークを構築します。地域においては、町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティアやNPO、新聞配達員等の事業所、福祉施設（事業者）、医療機関などの連携により、地域で孤立している要援護者の発見・見守り・支援活動を推進していきます。また、地域包括支援センターの区域ごとに高齢者みまもり相談室を設置するとともに、子育て支援総合センターの機能強化により、地域の見守り活動との有機的連携を図り、要援護者の情報を集約し、関係者間で共有して、地域の見守り・支援活動を支援するとともに、専門機関による支援が必要な場合の対応を行っていきます。

目標（平成32年度の姿）

区内の全地域で、高齢者や子どもなどの要援護者などに対する見守りネットワークが構築され、地域で孤立している人や家庭がいなくなっています。

取り組み内容と各主体が担う役割

地域包括支援センターの区域ごとに高齢者みまもり相談室を整備し、その活動内容を地域住民に周知します。また、町会・自治会などの小地域での地域見守り活動を推進し、重層的な地域見守りネットワークを構築していきます。

| | |
|-------------|---|
| ◆区民 | ○手助けや支援を必要とする方を認識した場合は、日常生活の範囲で見守りを行います。 ○異変を感じた場合は、高齢者みまもり相談室やその他の福祉関係施設に情報提供を行います。 |
| ◆福祉施設等（事業者） | ○区民から情報提供を受けた場合は、高齢者みまもり相談室や区への橋渡しを行います。 |
| ◆区、社会福祉協議会 | ○区は社会福祉協議会と連携を図り、見守りネットワークを構築します。 |

平成 27 年度までの到達目標

- ◆ 地域包括支援センターの区域ごとに、高齢者みまもり相談室が整備されています。
- ◆ ふれあいサロン活動や小地域福祉活動が、多くの地区で行われています。
- ◆ 高齢者みまもり相談室や子育て支援総合センターと小地域福祉活動などの地域活動との連携により、全区的に地域の見守りネットワークが整備されています。
- ◆ 区民の見守り意識が高まっています。

主な事業・活動

| | 主な事業・活動 | 主な推進主体 |
|---------------------|--|----------------------------------|
| 高齢者みまもり相談室(再掲) | 認知症やひとり暮らし高齢者等の相談支援や、民生委員をはじめ地域の町会・自治会、老人クラブ、介護事業者等と連携して、高齢者の見守り等の支援を行います。 | 区(高齢者福祉課)、地域団体、福祉施設(事業者) |
| 子育て支援総合センター(再掲) | 在宅での子育てを支援する拠点施設として、子育て支援サービスの提供・調整、総合相談など、総合的な子育て支援事業を行います。 | 区(子育て支援総合センター) |
| 要保護児童対策地域協議会の機能強化 | 子どもにかかわる地域の関係機関による代表者会議、実務者会議、分科会を開催し、地域の要保護児童を早期に発見し、解決にむけて適切な支援につなげます。 | 区(子育て支援総合センター)、地域団体、福祉施設(事業者) |
| 閉じこもり・うつ予防 | 閉じこもりがちな高齢者を対象に、閉じこもり・うつに関する講演会を実施し、支援と交流の場を提供します。 | 区(向島・本所保健センター) |
| ふれあいサロン(再掲) | 地域の交流拠点として、また地域からの孤立や孤独を未然に防ぐため、地域住民が主体的に設置する、高齢者、障害者、子育てのサロンづくりを推進します。 | 区民、地域団体、社会福祉協議会 |
| ミニ・デイサービス | 外出機会の少ない高齢者等の出かけ先として、ミニ・デイサービスを拡充・定着させていきます。 | 区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会 |
| 会食 | 高齢者等の会食の機会づくりを推進し、孤立・孤独を解消し、外出するきっかけや地域とのつながりをつくります。 | 福祉施設(事業者)、地域団体 |
| 多様な小地域福祉活動の展開 | 町会・自治会での活動のほか、福祉施設や商店街の空き店舗などを活用した「地域拠点型」などの多様な小地域福祉活動を展開していきます。 | 区民、地域団体、福祉施設(事業者)、社会福祉協議会 |
| 小地域福祉活動間のネットワークづくり | 小地域福祉活動に参加する区民の連携を図り、活動を広域化するため、小地域間で定期的に連絡会を実施します。 | 区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、地域団体、社会福祉協議会 |
| 障害児の社会参加と家族への支援(再掲) | おもちゃサロン(おもちゃ図書館)を通じて障害児の社会参加を促すとともに、その家族同士の情報交換や交流の場を提供する等の支援をします。 | 区民、地域団体、社会福祉協議会 |

<活動事例 高齢者みまもり相談室>

墨田区は、平成22年7月に人口が25万人を超え、65歳以上の高齢者人口は約5万3千人で、高齢化率も21%に達しています。単身や高齢者のみで暮らす高齢者は約3万4千人で、全体の64%に上ります。

高齢者の増加や核家族化の進展に伴い、『老々介護』や『認知介護』という言葉で表現されるように、高齢者が高齢者を、認知症のある人が認知症の人を介護する状態も起きてきています。また、家族や地域とのつながりが希薄化する中、地域社会から孤立しやすい高齢者も増えており、悪徳商法や振り込め詐欺の被害を被ったり、孤立死などの問題も発生しています。

その一方で、「安心して住み続けられるまちづくり」をめざして、町会・自治会、老人クラブによる見守り活動や、社会福祉協議会による小地域福祉活動・ふれあいサロン活動が区内各地で展開され、民生委員、介護保険相談員、地域包括支援センター等がさまざまな相談・支援を行っています。

このような中、高齢者みまもり相談室を平成21年度に文花、22年度に緑に開設しました。高齢者みまもり相談室では、高齢者本人や家族、地域からの相談や通報に対応するほか、地域とのつながりが薄く、何らかの支援が必要でありながら支援の手が届いていない高齢者を発見し、必要なサービスの提供や関係機関につながるよう支援していきます。

また、町会・自治会、老人クラブ、小地域福祉活動団体をはじめとする地域組織が行っている見守り・声かけ運動を支援したり、あるいは地域の福祉力の創出にむけて働きかけたりし、高齢者を支える地域と社会資源を結びつけるネットワークづくりに取り組んでいます。



みどり高齢者みまもり相談室と「江東橋四丁目ふれあい福祉委員」の皆さんと社会福祉協議会の方との交流



文花高齢者みまもり相談室が地域住民にむけて、みまもり講座を開催

<活動事例 小地域福祉活動～住民同士の支えあい活動～>

地域には、高齢者や障害者、お子さんをはじめ、何らかの手助けを必要としている人が暮らしています。そういった方が地域で生活する上で頼りになるのは、家族であり、友人であり、そして近隣の人ですが、核家族化や人間関係の希薄化などで、助けを求めるSOSを出せない人がいます。そこで今、地域全体で支えあい助けあう、「小地域福祉活動」が注目されています。



<活動事例 おもちゃサロン>

おもちゃサロンはおもちゃで遊ぶことを通じて、障害のあるお子さんをはじめとする地域の子どもたちに、遊ぶことの楽しさを伝えるとともに、子ども同士の交流の場として、また子育て中のお父さん・お母さんの情報交換の場として、地域の皆さんが一緒につくっていく「地域の支えあいの場」です。運営やおもちゃの修理、会場へのおもちゃの運搬などは、地域のボランティアによって行われています。

子ども同士が仲良くなるのはもちろん、親同士が子育てに関する情報交換をしたり、また子育て経験のあるボランティアと話をすることで悩みを軽減する機会となっています。

会場には安全性の高い木のおもちゃをはじめ、人気のあるおもちゃが多数そろっており、毎回子どもたちの楽しそうな笑い声が響いています。



(3) 地域をつなぐ協働のしくみをつくる

地域ではさまざまな人や団体が活躍していますが、それぞれが個別に活動していると、相互のつながりや連携が確保されない場合があります。地域の横のつながりをつくり、地域の課題の解決にむけて協力して行動していく「しくみ」をつくっていく必要があります。

そのために、地域の課題に応じて、町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティアやNPO、福祉施設（事業者）、社会福祉協議会など、課題にかかわる地域の関係者・機関が連携・協働していく場（プラットフォーム）づくりを推進します。関係者・機関が集い、知りあう中で、課題について学びあい、情報交換・共有を進めるとともに、相互の連携・協働のもと、課題を解決するための具体的な活動を展開していく、実効性のある場づくりをめざします。

目標（平成 32 年度の姿）

地域課題に応じて関係者・機関が集まり、話しあいながら連携・協働していく場（プラットフォーム）が形成され、課題解決にむけた活動をしています。

取り組み内容と各主体が担う役割

地域で活動しているさまざまな個人、団体が、地域課題の解決にむけて連携・協働していく場（プラットフォーム）づくりを推進していきます。

| | |
|-----------------|---|
| ◆区民、町会・自治会、地域団体 | ○地域における福祉課題解決にむけたプラットフォーム形成の主体となります。 |
| ◆福祉施設（事業者） | ○プラットフォームの一員となり、専門的な意見、過去の実例など、地域における課題解決にむけた支援を行います。 |
| ◆社会福祉協議会 | ○地域の課題に応じたプラットフォームの形成を推進します。 |
| ◆区 | ○地域プラザや区民活動センターなど、地域課題を協議する場を整備します。 ○地域の課題に応じたプラットフォームの形成を支援します。 |

平成 27 年度までの到達目標

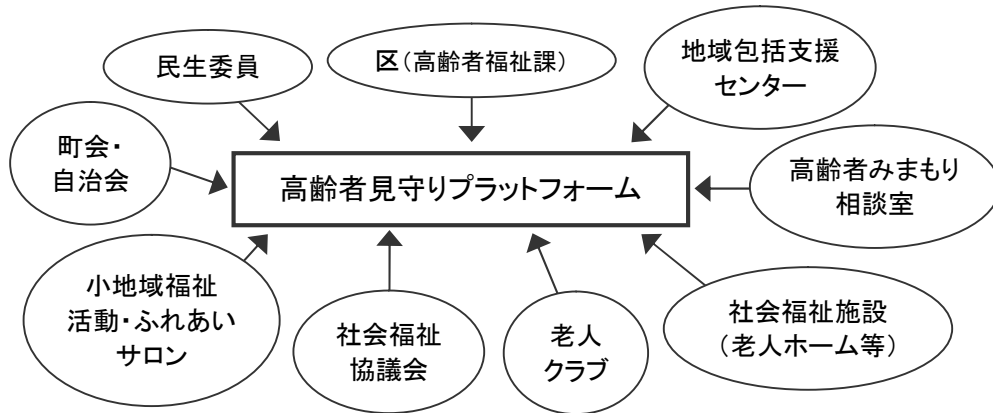
- ◆ 協議の場の整備が進んでいます。
- ◆ 地域の課題に応じたプラットフォームの形成が進められています。

主な事業・活動

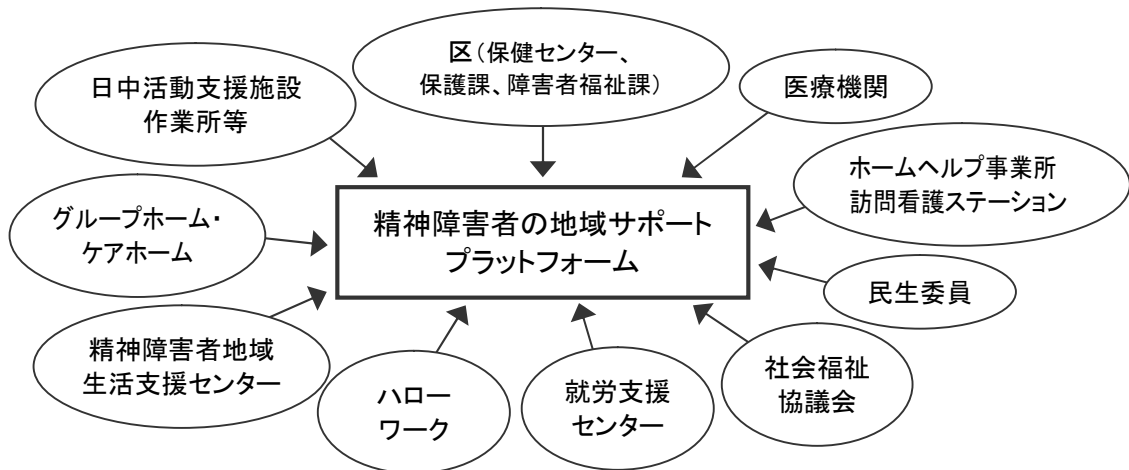
| 主な事業・活動 | | 主な推進主体 |
|----------------------|---|--------------------------------------|
| 協治(ガバナンス)の推進 | 協治(ガバナンス)推進条例に基づき、協治(ガバナンス)によるまちづくり推進のためのしくみ(情報の共有・区政への参加・協働の推進)を構築します。 | 区(区民活動推進課) |
| 地域プラザ・地域ふれあい館の整備 | 区民が地域活動や地域交流を行うに適したコミュニティ活動の拠点として、6つのエリアごとに地域プラザと地域ふれあい館を整備していきます。 | 区(区民活動推進課) |
| 区民活動センター(仮称)の整備(再掲) | 既存のボランティアセンターの機能・あり方などを見直し、ボランティア・NPOなどの区民活動団体・事業者等の交流・ネットワークの拠点を整備します。 | 区(区民活動推進課)、ボランティア・NPO、社会福祉協議会 |
| 課題別プラットフォームの形成促進(再掲) | 地域の課題について、区民や課題の関係者、課題解決における専門家などが集まり、解決方法を話しあうこと等を通じて、お互いが学びあえる場づくりを促進します。 | 区民、福祉施設(事業所)、NPO、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など |

<テーマごとのプラットフォーム イメージ図>

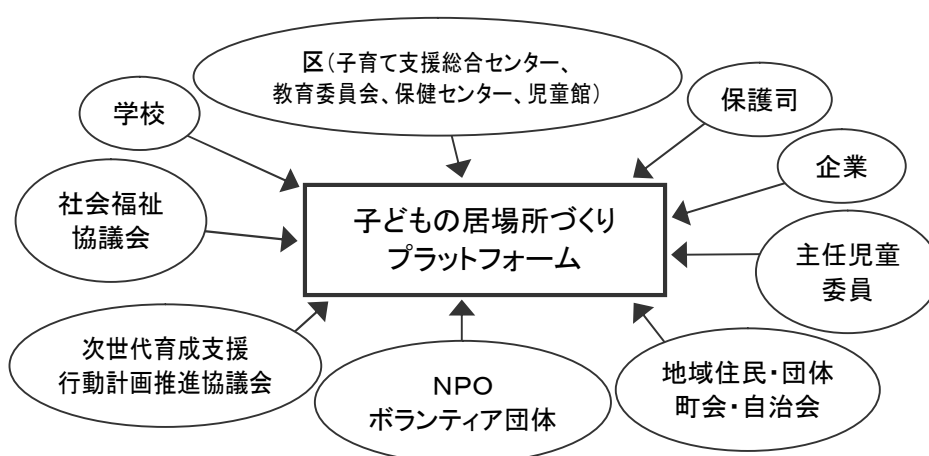
高齢者見守りネットワークのプラットフォーム



精神障害のある人たちへの地域サポートを考えるプラットフォーム



子どもの居場所づくりを考えるプラットフォーム



3. 主な事業・活動の事業目標一覧

◆ 優先的取り組み ◆

(1) 地域における見守り活動の推進

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|------------------|--|--|
| 高齢者みまもり相談室の全区展開 | <ul style="list-style-type: none"> 文花高齢者みまもり相談室の開設（平成 22 年度にみどり高齢者みまもり相談室を開設） | <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度に高齢者みまもり相談室を 6 か所開設する これにより、区内 8 か所ある地域包括支援センターの区域ごとに相談室が開設され、全区的に高齢者の見守り拠点が整備されることになり、見守り活動の推進が図られる |
| 小地域福祉活動実践地区の拡大促進 | <ul style="list-style-type: none"> 小地域福祉活動実施地区 (12 地区) ふれあいサロン活動地区 (12 地区) | <ul style="list-style-type: none"> 今後、全区に設置した高齢者みまもり相談室を活用し、地域福祉活動コーディネーターの発掘・育成に努める 小地域福祉活動実施地区、ふれあいサロン活動地区の拡大を促進する 27 年度目標 小地域福祉活動実施地区 30 地区 ふれあいサロン活動地区 20 地区 |
| 地域福祉施設等の見守り活動 | <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援総合センターにおける虐待相談の実施 要保護児童対策地域協議会の開催 福祉施設等での自主的な取り組み | <ul style="list-style-type: none"> 地域にある各福祉施設や商店・企業に対して、地域の高齢者や子ども等に対する見守り活動の実施について啓発し、見守り活動を行う福祉施設、商店・企業を増やしていく |

(2) 福祉教育の推進と地域福祉の担い手の育成・支援

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|-------------------------------|---|---|
| 各世代ごとの、段階的・継続的な福祉教育プログラム体系の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 小・中・高等学校での「福祉教育」プログラムの実施 ボランティア育成プログラムの実施 シニア世代のボランティア活動の参加促進（シニアむけ入門講座の開催） | <ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒に対する福祉教育では、関係機関が連携をとり、段階的・継続的な実施を検討していく 各企業が実施するボランティア体験の受け入れや、ボランティア活動への参加促進、シニア世代に対するボランティア活動入門講座に新たなプログラムを検討するなど、新たな福祉人材担い手の発掘に努める |
| 地域福祉活動コーディネーターの発掘・育成 | <ul style="list-style-type: none"> 小地域福祉活動の各委員がコーディネーターの役割を発揮 | <ul style="list-style-type: none"> 小地域の福祉活動をコーディネートする人材の発掘・育成を社会福祉協議会が中心に行っていく |

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|------------------------------|---|--|
| 社会貢献型後見人(市民後見人)の育成 | (平成 22 年度から社会貢献型後見人の選定を開始した) | ・平成 27 年度までに 30 人の社会貢献型後見人の育成をめざす |
| 民生委員・児童委員やボランティアグループなどへの支援強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員活動の支援 ・子育てサポーターの育成 ・町会・自治会活動の支援 ・ボランティア活動に対する支援 ・NPO活動の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員やボランティア活動などについて、その重要性や活動状況をPRするとともに、活動能力の向上を図るための研修なども充実していく ・ボランティアグループやNPO法人の育成に努める |

(3)地域福祉プラットフォームづくり

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|---------------------|-----------------------------|---|
| 課題別プラットフォームの形成促進 | ・地域包括支援センター会議などの開催 | ・地域における課題ごとに、関係者や関係団体・機関が集まり、課題の解決にむけた話しあいの場づくりを行っていく |
| 区内相談機関と地域住民活動との連携強化 | ・区の関係各課や関係機関が連携をとり、問題の解決を図る | ・行政と関係機関の連携を強めるとともに、地域で活動されている個人、団体との連携を図るよう努める |

(4)地域福祉活動に関する情報の周知、理解・参加の促進

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|--------------------------------------|--|--|
| (仮称)地域福祉・ボランティアフォーラムの開催 | | ・平成 23 年度から、地域福祉の推進、ボランティア活動の促進を図るため、地域福祉の関係者やボランティア活動者が一堂に会して交流し、学びあうことを目的とした(仮称)地域福祉・ボランティアフォーラムを開催する |
| 地域福祉に関する情報の発信 | <ul style="list-style-type: none"> ・たんぼぼ：50,000 部発行 ・フレフレマイペース：3,000 部発行 (いきいき子育てガイドブックは、平成 22 年度に改訂版を 25,000 部発行) | ・高齢・障害・子育てのガイドブックを発行し、その周知に努めていくとともに、地域福祉に関するガイドを目的とした情報発信を効果的に行っていく |
| 民生委員や社会福祉協議会、地域包括支援センター等相談・支援機関のPR強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の活動情報の発信 ・民生委員・児童委員活動の発信 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存の情報発信内容を充実していくとともに、高齢者むけ情報誌「知って得するみまもりだより」を各相談室ごとに発行していく ・地域包括支援センター等のPRに努めていく |

◆ 取り組み内容 ◆

基本目標 1 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる

(1) 地域の中で共に生きる意識を高める(ソーシャル・インクルージョンのまちづくり)

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|---------------|--|---|
| 人権の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発冊子「人権感覚」：7,000 部作成、配布 ・区のお知らせ：3 月、6 月、9 月に「人権・同和問題コラム」を掲載、12 月に人権週間特集記事を掲載 ・人権講演会：2 回開催 ・情報誌「にじ」：11 号 10 月 1 日、12 号 3 月 1 日 各 10,000 部発行、ホームページに掲載 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発冊子：3 年ごとに作成する ・区のお知らせ：「人権・同和問題コラム」を定期的に掲載し、人権週間に特集記事を掲載する ・人権講演会：年 2 回開催する ・情報誌「にじ」：年 2 回（10 月・3 月）発行する（各 10,000 部）、ホームページに掲載する |
| 障害や障害者への理解の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・「平成 21 年度すみだまつり・こどもまつり」において開催される「区民バザール」との併催により「心身障害者団体・ふれあいバザー」を実施 実施日：10 月 3 日・4 日 参加団体：11 団体 ・すみだまつり、墨田福祉作業所ふれあいまつり、厚生会館まつり、すみだふれあいセンターまつりにおいて啓発ポスターの掲示 ・ふれあいフェスティバルにおいて、車椅子乗車及び介助、アイマスク歩行及び介助、点字コーナーなどの福祉体験や盲導犬、介助犬、聴導犬によるデモンストレーションを実施 実施日：12 月 6 日、来場者：560 人 ・こころの健康や障害に関する正しい知識の普及と理解を深めるため、精神保健福祉講演会を実施 向島保健センター：7 回 170 人 本所保健センター：10 回 209 人 ※介護予防関連事業含む | <ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する ・「心身障害者団体・ふれあいバザー」は、すみだまつりの開催にあわせて実施する ・ふれあいフェスティバルは、障害者週間にあわせて実施する ・継続して実施する |

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|--------------------------|---|---|
| 障害者の自主生産品等の共同販売 | <ul style="list-style-type: none"> 墨田区内の福祉作業所等の障害者施設・団体が協働していけるネットワーク構築のきっかけとして共同販売を始めることとし、参加団体を募り協議を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続して実施する 平成 22 年度に墨田区福祉作業所等経営支援ネットワーク《K a i》を結成、平成 22 年 8 月から可動式の販売ワゴン「SKY WAGON（スカイワゴン）」で共同販売を開始する 場所：区役所 1 階エスカレーター横 販売日：毎週火曜日・木曜日 10 時～15 時 ※イベント開催時にも出店 今後、共同販売の常設化、店舗や曜日の拡充を検討し、共同受注も拡大していく予定 |
| 障害者の就労支援 | <ul style="list-style-type: none"> すみだふれあいセンター内、墨田区障害者就労支援センター事業で就労に関する各種相談等を実施 平成 21 年度末実績 登録者数：319 人、就職定着数：138 人 平成 21 年度実績 就職者数：延 38 人 福祉喫茶運営費助成 延従事者数：ともだち/266 人日、ともだちⅡ/273 人日、それいゆさんさん/697 人日 心身障害者雇用拡大のための施設整備助成制度の P R 助成実績：2 件 心身障害者雇用優良事業所の顕彰 顕彰件数：1 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> 継続して実施する 障害者の企業等への就労をバックアップするために、就労支援や生活支援、職場定着支援等の障害者就労に関する総合的な支援を行う「障害者就労支援総合施設（仮称）」を平成 23 年度に開設予定 |
| 精神障害者への退院促進支援 | <ul style="list-style-type: none"> 区内の社会資源を活用し、退院可能な長期入院中の精神障害者が地域で自立し、安定した生活を送ることができるよう、保護課と保健計画課が連携し支援を実施 ケース検討会議：月 1 回 支援者数：5 人 | <ul style="list-style-type: none"> 継続して実施する |
| 障害児の社会参加と家族への支援 | <ul style="list-style-type: none"> 1 か所で実施 | <ul style="list-style-type: none"> 拡大する |
| ソーシャル・インクルージョンの考え方の普及・啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 人権講演会やボランティアまつり、ボランティアスクール等を通じて、適宜実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続して実施する |

(2) 誰もが移動しやすいまちをつくる(ユニバーサルデザインのまちづくり)

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|-------------------|--|---|
| 福祉のまちづくり施設整備への助成 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請に基づいて、交付する ・ 交付件数を増加させるため、事業の周知を図る |
| バリアフリーマップの作成・運営 | (平成 22 年度から実施) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に作成されたバリアフリーマップの充実を図る |
| 公共サインの整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共サイン整備マニュアルを策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共サインを整備する：67 基 |
| 道路のバリアフリー整備 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 曳舟川通りを順次整備する |
| 公園等の公衆トイレの整備 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 順次整備する |
| 公園出入口のバリアフリー | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園出入口整備は完了したので、児童遊園の出入口整備を順次行う |
| 歩道の新設・拡幅 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別区道墨 9 号路線（墨田区横網一丁目 11 番から 12 番まで）整備延長：255m | <ul style="list-style-type: none"> ・ 順次整備する |
| 心のバリアフリーの普及・啓発と実践 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権の啓発や、障害や障害者への理解の促進を通じて実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進していく |

(3) 要援護者を守る防犯・防災体制を整備する

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|----------------------|---|---|
| 防犯パトロール用品の配布 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 18 年度に各町会・自治会の自主防犯活動組織に対し、用品（13 種類）を一括配布済 ・ 平成 21 年度は、基本的に新規結成団体に対し配布 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に再度、一斉配布済み ・ 平成 23 年度以降は、再度、新規結成団体に対し用品を配布予定 |
| 地域安全マップの作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度作成団体（町会・自治会）：6 団体 ・ 平成 18 年度から 21 年度までの累計：20 団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度：5 団体を予定 ・ 平成 23 年度以降：毎年 5 団体程度を予定 |
| 要援護者への災害時支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 名簿作成：年 1 回（1 月 1 日現在） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続して実施する |
| 災害時要援護者サポート隊の結成・活動支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度結成数：16 件（うち資器材交付は 15 件） | <ul style="list-style-type: none"> ・ サポート隊未結成の町会・自治会に対して結成を推進していく |

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|-----------------|---|--|
| 災害ボランティア活動体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアセンター職員研修に参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアセンター運営マニュアルを策定する ・ 職員研修に参加する ・ 防災訓練を実施する |

基本目標 2 区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する

(1)地域の相談支援体制を充実する

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|------------------|--|---|
| 区内の相談機関相互の連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、区の関係各課や関係機関が連携をとり、問題の解決を図る | <ul style="list-style-type: none"> 継続して実施する |
| 地域包括支援センター | <ul style="list-style-type: none"> 要支援認定者介護予防プラン作成 : 1,727 件 新規相談件数 : 4,942 件 虐待対応 ; 48 件 ケアマネジャー支援 : 1,014 件 | <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターのPRに努めるとともに、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護支援業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の充実を図る |
| 高齢者みまもり相談室 | <ul style="list-style-type: none"> 相談室開設 : 文花高齢者みまもり相談室 (平成 21 年 5 月) | <ul style="list-style-type: none"> 相談室の設置 : 地域包括支援センターの区域ごとに整備する (6 か所) 高齢者むけ情報誌「知って得するみまもりだより」を発行する : 毎月 1 回 |
| 子育て支援総合センター | <ul style="list-style-type: none"> 子育て相談・問合せ : 615 件 虐待相談対応人数 : 227 件 施設貸出し : 39 件 | <ul style="list-style-type: none"> 充実を図る |
| 精神保健相談(こころの健康相談) | <ul style="list-style-type: none"> 心の健康 <ul style="list-style-type: none"> 向島保健センター : 24 回 35 人 本所保健センター : 12 回 22 人 酒害相談 <ul style="list-style-type: none"> 向島保健センター : 47 回 194 人 思春期相談 <ul style="list-style-type: none"> 本所保健センター : 24 回 53 人 デイケア <ul style="list-style-type: none"> 向島保健センター : 48 回 554 人 本所保健センター : 48 回 536 人 | <ul style="list-style-type: none"> 継続して実施する |

(2) 支援が必要な人の権利を守る

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|-------------------|---|---|
| 成年後見制度の利用支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の区長審判請求：16 件 ・申立て費用助成件数：2 件 ・成年後見制度関係の相談：320 件 ・成年後見制度推進委員会の開催：1 回 ・成年後見制度普及啓発事業「落語で学ぶ！成年後見制度」開催 ・成年後見制度パンフレットの作成 ：3,000 部 ・成年後見制度申立費用貸付制度相談：1 件 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数を増やす ・推進委員会を開催する：年 2 回 ・成年後見制度パンフレットを増刷・配布する ・金融機関と連携していく |
| 社会貢献型後見人の育成・支援 | (平成 22 年度から社会貢献型後見人の選定を開始した) | ・平成 27 年度までに 30 人の社会貢献型後見人の育成をめざす |
| 権利擁護相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士による法律相談会 ：12 回実施、9 組相談 | ・相談件数を増やす |
| 地域福祉権利擁護事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約中件数：40 件（高齢者 33 件、知的障害者 1 件、精神障害者 6 件） ・対象拡大事業件数：1 件 | ・契約件数を増やす |
| 福祉サービスに関する苦情受付 | <ul style="list-style-type: none"> ・苦情関係の相談：8 件 ・苦情調整委員会の開催：1 回 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の P R を強化する ・苦情調整委員会を開催する ：年 1 回 |
| 精神障害者への退院促進支援(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・区内の社会資源を活用し、退院可能な長期入院中の精神障害者が地域で自立し、安定した生活を送ることができるよう、保護課と保健計画課が連携し支援を実施 ケース検討会議：月 1 回 支援者数：5 人 | ・継続して実施する |
| 高齢者に対する虐待防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談・通報受理件数：53 件 | ・養護者支援による虐待防止を推進するとともに、相談・通報事案に対して迅速に対応する |
| 障害者に対する虐待防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設における虐待防止マニュアル等の作成及び職員への研修 ・窓口及びケースワーク業務における相談や早期発見 ・虐待予防のための介護者へのレスパイトの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する ・平成 22 年度に各作業所職員による実行委員会で利用者への新たな権利擁護規程を作成、職員研修を実施し、平成 23 年度から施行する予定 |

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|------------|--|--|
| 児童に対する虐待防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・墨田区要保護児童対策地域協議会の開催 代表者会議：1 回 実務者会議：6 回（分科会を含む） 個別ケース検討会議：31 回 ・児童虐待防止講演会の開催：1 回 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携のもと、虐待防止を図る |

(3) 福祉サービスの量と質を確保する

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|------------------|---|---|
| すみだハート・ライン 21 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用会員登録者数：249 人、利用者数：150 人 ・協力会員登録者数：204 人、活動者数：119 人 ・派遣回数：4,729 回、活動時間：7,668 時間 ・事業説明会・入門研修：12 回、出前事業説明会：1 回 ・専門研修：3 回、野外交渉会：1 回、会報発行：5 回 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな担い手を確保する 事業説明会・入門研修 12 回、出前事業説明会 6 回 専門研修 3 回 ・サービス提供時間を拡大していく |
| ミニサポート事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・協力員登録数：37 人 ・利用件数：79 件 ・協力員研修：2 回 ・説明会：11 回 ・会報発行：3 回 | <ul style="list-style-type: none"> ・協力員を確保する 説明会 4 回、研修会 3 回 ・待機者を養成する |
| ファミリー・サポート・センター | <ul style="list-style-type: none"> ・サポート会員数：210 人 ・ファミリー・サポート両方会員数：13 人 ・ファミリー会員数：735 人 ・援助活動実績：4,684 件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート両会員をそれぞれ 20%以上増員する ・サポートに係る人材・サービスの活用促進を図る |
| 福祉サービス第三者評価制度の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・区立施設 認可保育所（5 園）、特別養護老人ホーム（3 施設） ・民間施設 認証保育所（8 園）、認知症対応型共同生活介護（5 施設）、小規模多機能型居宅介護施設（2 施設）、訪問介護施設（1 施設） | <ul style="list-style-type: none"> ・区立施設の受審を少なくとも 3 年に 1 回実施する ・民間施設についても、少なくとも 3 年に 1 回実施されるように受審の促進と助成を行っていく ・5 年間で 150 施設の受審を予定している |

(4)生活に困難を抱えている人の自立を支援する

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|--------------------------------------|---|---|
| 療養資金・高額療養費の貸付 | <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費：33 件、10,902,232 円 ・室料差額代等：4 件、2,331,000 円 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する |
| 私立高等学校等入学資金の貸付 | <ul style="list-style-type: none"> ・2 件、800,000 円 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する |
| 生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム・就労支援相談員活用プログラム | <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援事業活用プログラム： 参加者数 97 人、達成者数 65 人 ・就労支援相談員活用プログラム： 参加者数 115 人、達成者数 56 人 | <ul style="list-style-type: none"> ・各年就労支援事業活用プログラム 120 人（参加者）、就労支援相談員活用プログラム 150 人（参加者） ・参加者を増やすだけでなく、達成者を増やし、より多くの保護受給者が、就労により保護から脱却できるよう支援する |
| 被保護世帯の高校進学等支援プログラム | <ul style="list-style-type: none"> ・参加者数：35 人、達成者数：30 人 | <ul style="list-style-type: none"> ・進学希望の子どもがいる世帯が、より多く参加し、子どもたちが進学できるよう支援する |
| 元ホームレス被保護者自立支援プログラム | <ul style="list-style-type: none"> ・参加者数：80 人、達成者数：65 人 | <ul style="list-style-type: none"> ・参加者数 100 人、達成者数 80 人を目標に各年支援する |
| 母子自立支援プログラム | <ul style="list-style-type: none"> ・参加者数：11 人、達成者数：4 人 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する |
| 生活福祉資金貸付事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉資金 相談件数：188 件 貸付件数：5 件 貸付金額： 2,111,000 円 ・緊急小口資金 相談件数：210 件 貸付件数：35 件 貸付金額： 3,070,000 円 ・不動産担保型生活資金（一般むけ） 相談件数：10 件 貸付件数：0 件 ・教育支援資金 相談件数：307 件 貸付件数：52 件 貸付金額： 61,922,000 円 ・総合支援資金 相談件数：535 件 貸付件数：74 件 貸付金額： 41,121,677 円 ・不動産担保型生活資金（要保護むけ） 相談件数：6 件 貸付件数：0 件 | <ul style="list-style-type: none"> ・貸付に留まらず、相談者の自立支援にむけ、広く相談援助を行う |

基本目標 3 区民の積極的な地域活動を進める

(1) 福祉の施策や活動に関する情報を伝える

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|-------------------------|--|--|
| 区の施策情報の発信 | <ul style="list-style-type: none"> ・たんぽぽ：50,000 部発行 ・フレーフレーマイペース：3,000 部発行 (いきいき子育てガイドブックは、平成 22 年度に改訂版を 25,000 部発行) | <ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する |
| 社会福祉協議会の活動情報の発信 | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ：更新 1 回/月 ・社協だより：5 回/年 ・盲人むけテープ：5 回/年 ・ボランティアセンターだより：12 回/年 ・ボランティアセンター分館だより：12 回/年 ・ハンディキャブ通信：1 回/年 ・ハート・ライン 21 会報：5 回/年 ・ミニサポート会報：5 回/年 ・ファミリー・サポート会報：5 回/年 ・小地域福祉活動・ふれあいサロン通信：3 回/年 ・おもちゃサロン通信：3 回/年 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する |
| 民生委員・児童委員活動の発信 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「いずみ」の発行 発行回数：年 4 回 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「いずみ」の発行 発行回数：年 4 回 |
| (仮称)地域福祉・ボランティアフォーラムの開催 | | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度から、地域福祉の推進、ボランティア活動の促進を図るため地域福祉の関係者やボランティア活動者が一堂に会して交流し、学びあうことを目的とした(仮称)地域福祉・ボランティアフォーラムを開催する |
| 地域福祉に関する情報の発信 | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関するパンフレットを作成し、配付する |
| 「すみだ・ボランティアの日」の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・区内にポスターを掲示 ・区内 5 か所でティッシュ等を配り啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・講演会等による「すみだ・ボランティアの日」啓発キャンペーンを開催する |

(2) 地域福祉に関する学びあいを推進する

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|--------------------------|---|--|
| 小・中・高等学校での「福祉教育」プログラムの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ボランティアスクールの実施 小学校 7 校 15 回、中学校 4 校 7 回、 高校（奉仕の時間含む）3 校 20 回 | <ul style="list-style-type: none"> 学校・教育委員会との連携を図る ボランティアスクールを継続して実施する ボランティアスクール取り組み校を拡大していく 機材・用具を整備していく |
| 小・中・高等学校での「ボランティア協力校」の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 参加校なし | <ul style="list-style-type: none"> 協力校を拡大し、実施校との連携を図る |
| 小地域福祉活動への区民の理解促進 | <ul style="list-style-type: none"> 実施 | <ul style="list-style-type: none"> 継続して実施する |
| ボランティア育成プログラムの充実 | <ul style="list-style-type: none"> 手話講習会：40 回 6 クラス 音訳講習会：23 回 1 クラス 点訳講習会：20 回 2 クラス 要約筆記講習会：5 回 1 クラス 入門講座：2 回 | <ul style="list-style-type: none"> 継続して実施する 関係団体等との連携を図り、随時開催していく |
| 課題別プラットフォームの形成促進 | <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター会議などの開催 | <ul style="list-style-type: none"> 地域における課題ごとに、関係者や関係団体・機関が集まり、課題の解決にむけた話しあいの場づくりを行っていく |

(3) 地域福祉の担い手を育成・支援する

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|---------------------|---|--|
| 民生委員・児童委員活動の支援 | <ul style="list-style-type: none"> 新任民生委員への研修：委嘱時 1 回 民生委員活動に対する助言・相談：随時 すみだまつりにおける PR コーナーの設置：年 1 回 施設見学会：年 1 回 全体研修会：年 1 回 | <ul style="list-style-type: none"> 新任民生委員への研修 ：委嘱時 1 回 民生委員活動に対する助言・相談：随時 民生委員活動の区報掲載：年 1 回以上 民生委員に関するホームページの充実 すみだまつりにおける PR コーナーの設置：年 1 回 施設見学会：年 1 回 全体研修会：年 1 回 |
| ファミリー・サポート・センター(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> サポート会員数：210 人 ファミリー・サポート両方会員数 ：13 人 ファミリー会員数：735 人 援助活動実績：4,684 件 | <ul style="list-style-type: none"> ファミリー・サポート両会員をそれぞれ 20%以上増員する サポートに係る人材・サービスの活用促進を図る |

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|----------------------|--|--|
| 子育てサポーターの育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサポーター養成講座の実施：1 回、認定者数：14 名（合計 54 名） ・救急ショートサポーターと利用者の交流会：2 回 ・子育て支援センター事業での活用（託児）：2 回 ・区主催事業での託児：7 事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・充実を図る |
| 学校内のコーディネーターの養成 | <ul style="list-style-type: none"> ・教員への体験研修を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・体験研修、体験研修修了者への養成講座を実施する |
| ボランティア育成プログラムの充実(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・手話講習会：40 回 6 クラス ・音訳講習会：23 回 1 クラス ・点訳講習会：20 回 2 クラス ・要約筆記講習会：5 回 1 クラス ・入門講座：2 回 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する 関係団体等との連携を図り、随時開催していく |
| シニア世代のボランティア活動の参加促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・シニア入門講座開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・シニア層むけ講座を開催する ・関係団体との連携をとり、新たなプログラムを作成する |
| コミュニティワーカーの配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・常勤 1 名、非常勤 1 名を配置（他の事業と兼務） | <ul style="list-style-type: none"> ・体制を整備する |
| 地域福祉活動コーディネーターの発掘・育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・小地域福祉活動の各委員がコーディネーターの役割を發揮している | <ul style="list-style-type: none"> ・小地域の福祉活動をコーディネートする人材の発掘・育成を社会福祉協議会が中心に行っていく |

(4) 地域活動を活性化する

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|---------------------|--|---|
| 町会・自治会活動の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ推進活動助成、コミュニティ機関紙発行助成、コミュニティ掲示板助成、認可地縁団体への登記料助成、町会・自治会会館建設等補助、町会・自治会会館施設整備補助、「わがまち通信局」支援などを、167 町会・自治会に対して実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ推進活動助成、コミュニティ機関紙発行助成、コミュニティ掲示板助成、認可地縁団体への登記料助成、町会・自治会会館建設等補助、町会・自治会会館施設整備補助、「わがまち通信局」支援などを随時実施する |
| 町会・自治会における地域福祉活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する |
| ボランティア活動に対する支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する |
| NPO活動の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー派遣（3 件）など、実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー派遣など、随時行う |

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|-----------------------|--|--|
| 区民活動センター (仮称)の整備 | ・ 検討 | ・ 区民活動センター整備：1 館 |
| 企業のボランティア 活動の参加促進 | ・ 各種イベント等への参加協力 | ・ 新たな参加企業の開拓と連携を図る |
| 介護支援ボランティア アポイント制度 | ・ 平成 21 年 7 月より事業開始 ボランティア登録数：118 人 指定介護施設数：6 か所(22 年度 11 か所) | ・ 指定介護施設を増設していく (現在は、特養、老健のみのため、 今後、デイサービス等の施設へ拡 充していく) |
| 魅力ある公園花壇づ くり | ・ 日進公園 (2 年目終了) | ・ 新規に実施する公園数：2 公園 |

基本目標 4 区民が地域で支えあい・助けあうしくみを確立する

(1) 日ごろからの地域のつながりをつくる

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|--------------------|------------------------|--|
| 「すみだ やさしいまち宣言」の推進 | ・「すみだ やさしいまち宣言」行動指針の改定 | ・「すみだ やさしいまち宣言」行動指針に基づき、随時行っていく |
| ふれあいサロン | ・ 10 地区で実施 | ・ ふれあいサロン活動地区の拡大を促進する：目標 20 地区 |
| おもちゃサロン | ・ 1 か所で実施 | ・ 拡大していく |
| 小地域福祉活動推進地区の拡大 | ・ 12 地区で実施 | ・ 小地域福祉活動実施地区の拡大を促進する：目標 30 地区 |
| 小地域福祉活動の実施マニュアルの活用 | ・ 実施 | ・ 実施マニュアルを改訂する ・ ふれあいサロンマニュアルを新規に作成する |

(2) 地域における見守り活動を推進する

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|-------------------|--|--|
| 高齢者みまもり相談室(再掲) | ・ 相談室開設：文花高齢者みまもり相談室（平成 21 年 5 月） | ・ 相談室の設置：地域包括支援センターの区域ごとに整備する（6 か所） ・ 高齢者むけ情報誌「知って得するみまもりだより」を発行する ：毎月 1 回 |
| 子育て支援総合センター(再掲) | ・ 子育て相談・問合せ：615 件 ・ 虐待相談対応人数：227 件 ・ 施設貸出し：39 件 | ・ 充実を図る |
| 要保護児童対策地域協議会の機能強化 | ・ 墨田区要保護児童対策地域協議会の開催 代表者会議：1 回 実務者会議：6 回（分科会を含む） 個別ケース検討会議：31 回 ・ 児童虐待防止講演会の開催：1 回 | ・ 関係機関との連携のもと、虐待防止を図る |
| 閉じこもり・うつ予防 | ・ 向島保健センター：閉じこもり予防講演会 1 回 47 人 ・ 本所保健センター：うつ予防講演会 1 回 23 人 | ・ 継続して実施する（向島保健センターにおける閉じこもり予防講演会は、うつ予防講演会として実施する） |
| ふれあいサロン(再掲) | ・ 10 地区で実施 | ・ ふれあいサロン活動地区の拡大を促進する：目標 20 地区 |

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|---------------------|--|--|
| ミニ・デイサービス | <ul style="list-style-type: none"> ・登録者数：分館 17 人、文花 10 人 ・バスハイク：1 回 ・クリスマス会：各 1 回 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数を増やす ・活動内容の充実を図る |
| 会食 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設において適宜実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する |
| 多様な小地域福祉活動の展開 | <ul style="list-style-type: none"> ・検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施する |
| 小地域福祉活動間のネットワークづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・年 2 回連絡会を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・充実を図る |
| 障害児の社会参加と家族への支援（再掲） | <ul style="list-style-type: none"> ・1 か所で実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・拡大する |

(3) 地域をつなぐ協働のしくみをつくる

| 主な事業・活動 | 平成 21 年度実績 | 事業目標 (平成 23 年～27 年度) |
|----------------------|--|--|
| 協治(ガバナンス)の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 協治(ガバナンス) 推進条例検討委員会による答申 ・(仮称) 協治(ガバナンス) 推進条例案要綱の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・協治(ガバナンス) 推進条例に基づき、協治(ガバナンス) によるまちづくり推進のための仕組み(情報の共有・区政への参加・協働の推進)を構築する |
| 地域プラザ・地域ふれあい館の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域プラザ 基本設計：1 館、基本構想：1 館 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域プラザ整備：2 館 |
| 区民活動センター(仮称)の整備(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・区民活動センター整備：1 館 |
| 課題別プラットフォームの形成促進(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター会議などの開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における課題ごとに、関係者や関係団体・機関が集まり、課題の解決にむけた話しあいの場づくりを行っていく |